

令和3年度福島県立高等学校入学者選抜 後期選抜募集要項

福島県立葵高等学校

〒965-0877 福島県会津若松市西栄町4番61号

電話 (0242) 27-5461

FAX (0242) 27-5462

1 募集定員

募集定員200名から前期選抜の合格者数を除いた数とする。
(前期選抜により定員を充足した場合、後期選抜は実施しない。)

2 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）又は中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

また、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

3 出願手続き

(1) 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

(2) 出願方法

- ① 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 出願期間

令和3年3月16日（火）から3月17日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円分の切手（速達・簡易書留料金）を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封の上、令和3年3月17日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜で発行された「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校や保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

ただし、提出期間は、令和3年3月16日（火）から3月19日（金）までとする。

郵送の場合には、3月19日（金）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記5に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。

① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記5に示した出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。

○ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8 願書受付

(1) 志願者には受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書（後期選抜において入学検定料を納付した者のみ）を交付する。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

志願者は、令和3年3月18日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。その手続きについては「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

10 出願の取消し

志願者が出願を取り消す場合は、出願取消届を出願期間終了後に、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。その際、受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」を65点満点とし、合計200点満点とする。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接では、志願者の主体的に取り組む意志や、自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。面接については点数化し、50点満点とする。

(3) 作文

作文を実施する。あるテーマについて800字程度で自分の感想や思いを述べる。作文については、段階評価する。

12 面接・作文の日時、会場及び日程等

(1) 日 時 令和3年3月22日（月） 午前9時～

(2) 会 場 本 校

(3) 日 程 受付（本校会議室） 8:00 ～ 8:20

点呼・諸注意 8:30 ～ 8:40

作文 9:00 ～ 10:00

個人面接 10:20 ～

(4) 持参する物 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム（下敷は使用不可）

(5) 注意事項 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

13 合格者発表

(1) 令和3年3月23日（火）午後3時以降に本校で発表する。なお、電話等による問合せには応じない。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

14 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

後期選抜に関するその他の一切については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱によって実施する。